労働者派遣法に基づく マージン率の公開

派遣元事業主（当社）は、 毎事業年度終了後、 派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられており、 下記の通り公開いたします。

マージン率の計算方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

マージンには、 当社の利益以外に法定福利費、 その他経費（労務管理費、教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、事務所費、光熱費、車両費等）なども含まれております。

令和8年6月30日作成

対象期間　　令和7年4月1日～令和8年3月31日

株式会社中山運輸　本社営業所

〒849-0101　佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀5873

派遣労働者の数	7人
派遣先数	1社
派遣料金の平均額（8時間あたり）	23,979円／8時間
賃金の平均額（8時間あたり）	15,934円／8時間

派遣労働者のキャリア形成支援制度（キャリア形成支援制度に関する計画書）

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	平均実施時間
入職時基礎訓練	雇入時	OFF-JT	弊社	無　償	有　給	3時間（1年目）
職能別訓練	派遣中	OFF-JT	弊社	無　償	有　給	5時間（1年目・2年目）
職能別訓練	派遣中	OFF-JT	弊社	無　償	有　給	3時間（2年目）・ 4時間（3年目・4年目以降）
階層別訓練	入社3年目以降	OFF-JT	弊社	無　償	有　給	4時間（3年目）・ 4時間（4年目以降）

その他福利厚生制度	慶弔規程、 表彰制度　他
マージン率	33.6％

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項について

・労使協定を締結しているか否か　：　締結済
・労使協定対象労働者の範囲　　：　すべての派遣労働者
・労使協定の有効期間の終期　　：　2026年3月31日

以　　上